平成２１年（フ）第２０８２５号
新潟県新潟市中央区笹口３―25―202、開始決定時の住所新潟県新潟市中央区笹口６―25―102
破産者　笠原　　徹
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８２７号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東５―９―53、住民票上の住所東京都世田谷区等々力６丁目８―15―103
破産者　木村　　剛
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８３４号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1742―24
破産者　植松　瑞樹
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８６２号
東京都大田区矢口３丁目28―８―1112
破産者　内匠屋光子
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８６７号
東京都足立区東和２丁目21―１―３Ａ
破産者　石松　健次
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９３５号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼１丁目24―１―302
破産者　渡邊　公太
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９４４号
東京都北区上十条５丁目５―16―101
破産者　熊木　重雄
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３８号
長野県北安曇郡松川村5721番地760
破産者　有限会社サンケー
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４７号
青森県弘前市大字田園４丁目11番地19
破産者　工藤　芳昭
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１２０号
秋田県横手市黒川字千本野247番地
破産者　株式会社ティエラ・マドレ
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３８号
埼玉県幸手市東５丁目17番23号
破産者　株式会社ユニティーカーゴ
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１８年（フ）第１２２４７号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上76番地
破産者　株式会社ウイング
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（フ）第２１２８１号
東京都目黒区大橋１丁目４―９―503
破産者　小林　　中
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０８８３号
東京都千代田区岩本町１丁目８番15号
破産者　株式会社アイ・ディ・テクニカ
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６６８号
横浜市都筑区葛が谷14―７
破産者　株式会社学樹社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５１９９号
大阪市北区本庄西２丁目13番６号
破産者　春日電機株式会社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０５４号
大阪市中央区船場中央１丁目２番１―203号
破産者　ジャパントレーディング大阪株式会社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１９３号
大阪市大正区泉尾６丁目１番10号
破産者　株式会社フジサカエンタープライズ
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８１２号
大阪府茨木市平田２丁目32番27号
破産者　株式会社寺田エムテック
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５６３号
大阪市生野区巽南３丁目11番16号　サンリッツ巽803号室、開始決定時の住所奈良県奈良市帝塚山南５丁目３番４号
破産者　足立　一行
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８４３号
大阪府八尾市高砂町５丁目18番地の59
破産者　亡下村武徳相続財産
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５００９号
大阪市天王寺区大道３丁目７番１号
破産者　株式会社くすのきアート
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５０８号
大阪市東成区中道３丁目13番11号
破産者　日装工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部